

議案第 5 号

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求める。

平成19年 3 月29日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

専決第5号

専 決 処 分 書

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例を制定することについて、地方自治法第（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成19年 2 月 1 日

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例

平成19年2月1日

条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員の服務の宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(服務の宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、その職務を行うために広域連合長が別に定める様式による宣誓書に署名して、遅滞なく任命権者に提出しなければならない。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、職員の服務の宣誓について必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。